

山梨県文化芸術推進基本計画(仮称)(素案)の概要

【策定趣旨】

平成30年12月制定の「山梨県文化芸術基本条例」に基づき、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

【位置付け】

- ・文化芸術基本法 第7条の2
「地方文化芸術推進基本計画」
- ・山梨県文化芸術基本条例 第25条
「基本計画」
- ・山梨県総合計画 部門計画

【計画期間】

令和2年度から令和6年度まで(5年間)

文化芸術を取り巻く社会状況

- 少子高齢化の進行
- グローバル化・情報通信技術の進展
- インバウンド観光の増加
- 文化芸術基本法の改正
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
- 文化財保護法の改正
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

山梨県の状況

- 山梨県芸術祭開催(現やまなし県民文化祭)(S23~)
- 県民会館公会堂開館(S32)
- 県立美術館開館(S53)
- 県民文化ホール開館(S57)
- 富士の国やまなし国文祭開催(H25)
- 富士山の世界文化遺産登録(H25)
- 「葡萄畑が織りなす風景」「星降る中部高地の縄文世界」の日本遺産認定(H30)
- 山梨県文化芸術基本条例制定(H30)

現状・課題

現状

- 少子高齢化に伴う人口減少により、地域の活力の低下が懸念されている
- 文化財、伝統工芸、食文化等の本県の文化芸術の魅力が十分活かされていない
- 文化芸術の鑑賞機会の拡大など、県民が文化芸術に触れる機会の一層の充実が求められている
- 障害者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進等が求められている
- 「文化財保護法」が改正され、文化財の保存・活用が一層求められている
- 少子高齢化などにより地域における文化芸術を継承する担い手の確保が難くなっている
- 子どもたちが地域の祭りや伝統的な行事に触れる機会が少なくなっている

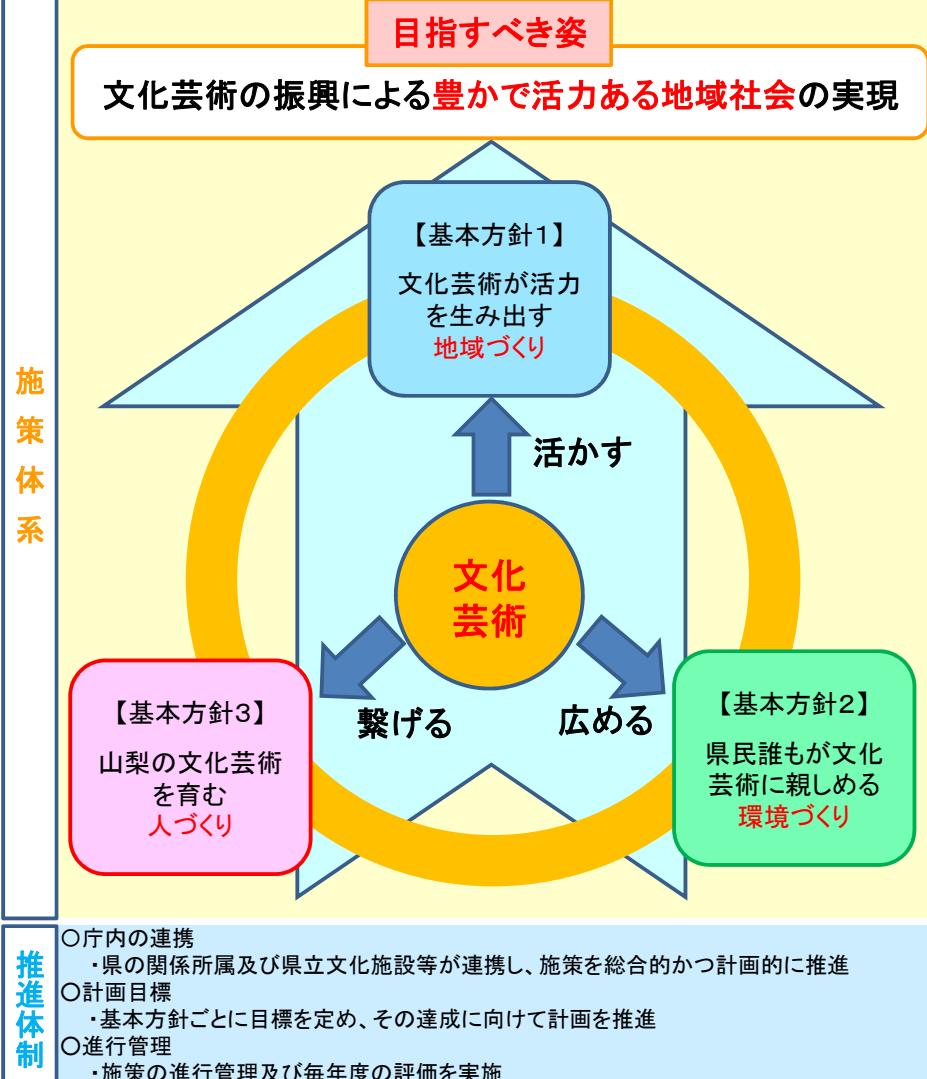
課題

- 観光や地場産業等と連携し、高い付加価値を生み出す取り組みを通じて、地域活性化に繋げる必要がある
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、本県の文化芸術の魅力を国内外に発信し、誘客に繋げる必要がある
- 文化芸術の鑑賞や発表・展示の機会の充実を図り、文化芸術活動の活性化に繋げる必要がある
- 年齢、障害の有無等にかかわらず、等しく文化芸術活動が行える環境を整備する必要がある
- 文化芸術の特性に応じた保存・活用・継承・発展を図る必要がある
- 本県の文化芸術を支える担い手を育成する必要がある
- 次代を担う子どもたちが、地域に誇りと愛着を持ち、本県の文化芸術を後世に引き継いでいく必要がある

対応

- 【基本方針1】
文化芸術が活力を生み出す地域づくり
- 【基本方針2】
県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり
- 【基本方針3】
山梨の文化芸術を育む人づくり

施策体系



目指すべき姿

文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会の実現

【基本方針1】地域づくり

- (1) 観光、産業分野の施策との有機的な連携による経済の活性化
- ①ワイン、日本酒、県産食材等の魅力の発信
 - ②本県の特色を活かした食文化の振興
 - ③地場産業等を通じた交流の推進
 - ④文化財、文化施設や伝統芸能等の活用の推進
 - ⑤メディア芸術の活用の推進
 - ⑥文化施設や市町村等の相互連携による魅力の発信
- (2) まちづくり分野の施策との有機的な連携による地域の活力の向上
- ①新たな文化芸術の創造による地域の活力の向上
 - ②文化芸術を活かしたまちづくりの推進
 - ③文化的景観の継承・活用の推進
 - ④県民の参画による文化芸術活動の推進
- (3) 文化芸術の国内外への発信と文化芸術を通じた交流の推進
- ①ホームページ等を活用した国内外への情報の発信
 - ②文化芸術を通じた交流の推進
 - ③文化芸術を活用した外国人の誘客の促進
 - ④イベント等の機会を活用した情報の発信

【基本方針2】環境づくり

- (1) 公演、展示等への支援などによる文化芸術の振興
- ①文化芸術の鑑賞機会の充実
 - ②文化芸術活動への支援
- (2) 誰もが等しく文化芸術活動ができる環境の整備
- ①文化芸術活動ができる場の充実
 - ②文化芸術に親しむ機会の充実
- (3) 文化芸術の特性に応じた保護、継承、発展等
- ①本県固有の文化芸術の保護・継承
 - ②伝統芸能・民俗芸能等の継承・発展
 - ③文化財の保存・活用
 - ④世界文化遺産富士山等の文化的景観の保全

【基本方針3】人づくり

- (4) 文化施設等の機能の充実及び活用の促進
- ①県立文化施設の活用の促進
 - ②文化施設における文化芸術活動の促進
 - ③誰もが利用できる文化施設の整備
- (1) 文化芸術活動を担う人材の育成
- ①伝統芸能・民俗芸能等の担い手の育成
 - ②若手芸術家や子どもたち等の交流の促進
 - ③文化芸術団体等の活動の促進
 - ④文化芸術活動を支える人材の育成
- (2) 文化芸術に対する県民の理解の醸成
- ①文化芸術を学ぶ機会の提供
 - ②文化芸術を楽しむ機会の提供
- (3) 次代を担う子どもの文化芸術を尊重する心の育成
- ①子どもが伝統的な文化芸術に触れる機会の提供
 - ②子どもが文化芸術を鑑賞する機会の充実
 - ③子どもが文化芸術活動に参加する機会の促進